

三田市立図書館資料収集要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、三田市立図書館条例施行規則(平成 26 年三田市教育委員会規則第 2 号)第 2 条第 2 項に規定する図書館資料(以下「資料」という。)の収集にあたって、準拠すべき基準を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 三田市立図書館は、公共図書館の役割、利用者各層の要求および社会的な動向に十分配慮して、広く市民の文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽等に資する資料を広く収集する。

2 収集に当たっては著者の思想的、宗教的、党派的立場等にとらわれることなくそれぞれの観点にたった資料を広く収集する。

(資料の選定)

第 3 条 資料の選定は、図書館長が主宰する資料選定会議によって行い、個人的な関心や好みによる選択を避けるものとする。

(収集資料の種類)

第 4 条 収集する資料の種類は次のとおりとする。

(1)図書(一般書、児童・ヤングアダルト図書、参考図書、外国語資料)

(2)地域資料

(3)官公庁出版物

(4)視聴覚資料

(5)障害者用資料(録音図書、点字図書、大活字本、拡大写本、さわる絵本、その他)

(6)逐次刊行物(新聞、雑誌、その他)

(7)その他の資料(チラシ、パンフレット等)

(収集資料の範囲等)

第 5 条 収集する資料の範囲は、国内で刊行される資料を中心とし、各分野にわたり広く収集する。

2 学派、学説その他多様な対立する意見のある問題については、それぞれの視点に立った資料を広く収集する。

(資料別収集方針)

第 6 条 資料の種類別収集方針は次のとおりとする。

(1)図書

ア 一般書は、市民の趣味、娯楽、教養、調査、研究等に資するため、基礎的、入門的な図書のほか、必要に応じ、専門的な図書まで幅広く収集

する。しかし、極めて高度な専門書・学術書、学習参考書、各種試験問題集およびテキスト類は収集しない。

イ 児童書は、幼児・児童の発達段階に応じた興味・関心に対応できるよう、各分野にわたって、幅広く収集する。

ウ ヤングアダルト図書は、中・高校生の興味・関心に留意し、教養・趣味・生活等に役立つものを広く収集する。

エ 参考図書は、市民の日常の調査研究のために必要な辞書、事典、年鑑、目録、書誌、地図等を幅広く収集する。

オ 外国語資料は、多文化サービスの一環として収集する。

(2)地域資料

ア 三田市に関する資料は、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図、写真等網羅的に収集する。

イ 兵庫県および県下の郡市町に関する資料は、基本的資料、歴史的資料および三田市に特に関係のある資料を中心に収集する。

(3)官公庁出版物

ア 政府諸機関が発行する資料は、主要なものを収集する。

イ 地方公共団体その他の公的機関が発行する資料は、必要度の高いものを収集する。

(4)視聴覚資料

ア 視聴覚資料は、朗読を中心に市民の関心の高い作品を収集する。

イ 新聞データベースは、適切な記録媒体等により収集する。

(5)障害者用資料

視聴覚障害者等の利用に供するため、点字図書、録音図書、大活字本、拡大写本、さわる絵本等を収集する。

(6)逐次刊行物

ア 新聞は、国内で発行される主要な全国紙を中心に、児童・青少年向けのものを含めて収集する。

イ 雑誌は、国内で発行される各分野における基本的なものを中心に児童・青少年向けのものも含めて収集する。なお、高度な専門雑誌および娯楽雑誌については、利用度、必要度に応じて収集するが、漫画雑誌は収集しない。

ウ 年鑑、年報、白書は、一般書および参考図書に準じて収集する。

(7)その他の資料

チラシ、パンフレット等は、必要に応じ収集する。

(寄贈等による資料の収集)

第7条 資料の収集は、購入を基本とするが、寄贈、寄託、交換等も必要に応

じて活用する。

(利用者からの資料要求の尊重)

第 8 条 利用者から図書館未所蔵の資料をリクエストされたときや、蔵書についての要望・批判があったときは、蔵書構成に対する市民の参画意思の表明としてこれを受け止め、資料選定会議において十分に検討を行い、収集に生かすよう努める。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、資料収集に関し、統一的処理を要する事項については、三田市立図書館長が別に定める。

付則

この要綱は平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は平成 29 年 12 月 1 日から施行する。